

たんぼ小町ちゃん着ぐるみ貸出要綱

1. 目的

鹿角市の観光イメージキャラクターたんぼ小町ちゃんを利用した積極的な広報活動を展開することにより、鹿角市、きりたんぼ発祥の地のPRを図るため、マスコットの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

2. 対象

貸し出しの対象は、市内の各機関並びに各種団体、その他適当と認める者とする。

3. 方法

- (1)着ぐるみの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式第1号）を発祥の地かづの きりたんぼ協議会（産業活力課内）に提出するものとする。
- (2) 発祥の地かづの きりたんぼ協議会（産業活力課内）は、前項による申請が、適当と認められるときは、借受希望者に対して、着ぐるみを貸し出すものとする。
- (3)貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として発祥の地かづの きりたんぼ協議会（産業活力課内）に来所して、着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- (4)貸し出しに伴う搬入搬出は借受者が行うものとする。
- (5)貸し出しは、1行事につき1体とする。

4. 貸出期間

貸出期間は、原則として7日間以内とする。

5. 料金

料金は無料とする。

6. 損害賠償

借受者の不注意等により着ぐるみを破損した場合は、借受者が修繕費用等を負担するものとする。

7. その他

- (1)借受者は、着ぐるみを使用して営利目的の営業を行う場合、鹿角市のPRに協力する主旨を持ってその活動に取り組まなければならない。
- (2)借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (3)借受者は、着ぐるみ着用及び使用後の手入れ等については、別紙の注意事項により取り扱わなければならない。
- (4)借受者は、借受終了後、使用報告書及び使用証明写真（データでも可）を提出しなければならない。

着ぐるみ着用に関する注意事項

1. 着用の際は、素肌が直接触れないように、原則として長袖、長ズボン、軍手等の着用をすること。
2. 着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をすること。
3. 当日の会場、天候及び体調等を十分考慮し、無理のない着用をすること。
4. 雨天時は、屋外で使用しないこと。
5. マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
6. 着ぐるみを着用すると視界が狭くなり、音声も聞き取りづらくなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。
7. 使用後は、消臭スプレー等を使用し、手袋は裏返しにして、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
8. 着ぐるみが型くずれしないよう、取り扱い、置き方及び着用時の行動に十分注意を払うこと。
9. たんぽ小町ちゃんは女の子なので、内股で歩く等、しぐさに充分留意すること。
10. 着ぐるみ自体を放置する場合は、必ず本体等袋に入れ、着ぐるみだとわからない状態で置くこと。または、物陰等公衆に見えない場所に置くこと。



鹿角市観光イメージキャラクター

たんぽ小町ちゃん